○国立大学法人上越教育大学学長選考手続細則

（平成17年１月13日細則第１号）

最終改正　令和５年７月20日細則第12号

（趣旨）

第１条　国立大学法人上越教育大学学長選考規則（平成16年規則第33号。以下「学長選考規則」という。）の定めるもののほか，学長選考の手続に関し必要な事項については，この細則の定めるところによる。

（学長選考実施の公示）

第２条　国立大学法人上越教育大学学長選考・監察会議（以下「学長選考・監察会議」という。）は，学長選考規則第３条第１項各号のいずれかに該当するときは，速やかに学長選考の実施に関する事項を決定し，別記第１号様式の国立大学法人上越教育大学学長選考について（公示）により，所定の場所に掲示する。

（意向聴取の有資格者及び意向聴取有資格者名簿の作成等）

第３条　学長選考・監察会議は，学長選考規則第８条第１項の規定に基づき，意向聴取を実施することとした場合には，次の各号に掲げる者の投票により行うものとする。

(1) 学長及び理事

(2) 基本規則第15条第１項及び第３項に規定する職員（非常勤の職員を除く。）

２　学長選考・監察会議は，前項各号に規定する意向聴取の有資格者（以下「意向聴取有資格者」という。）を調査し，第５条に規定する推薦の公示の日までに別記第２号様式の意向聴取有資格者名簿を作成しなければならない。

３　学長選考・監察会議は，第10条に規定する意向聴取の公示の日までの間に，意向聴取の資格を得た者及び資格を失った者があるときは，意向聴取有資格者名簿を修正し，その旨を名簿の備考欄に記載するものとし，意向聴取の公示の日をもって確定するものとする。

（意向聴取の有資格者及び意向聴取有資格者名簿の閲覧等）

第４条　学長選考・監察会議は，意向聴取有資格者名簿を次条に規定する推薦の公示の日の翌日から意向聴取実施の日の前々日までの間（以下「閲覧期間内」という。），総務課内において閲覧に供する。

２　意向聴取有資格者は，意向聴取有資格者名簿に疑義のあるときは，閲覧期間内にその旨を学長選考・監察会議に申し立てることができる。

３　学長選考・監察会議は，前項の申立てがあったときは，その内容を審査し，正当であると認めたときは，直ちに意向聴取有資格者名簿を修正する。

（適任者推薦の公示）

第５条　学長選考・監察会議は，学長選考規則第５条に規定する学長候補適任者の推薦に関し必要な事項を別記第３号様式の国立大学法人上越教育大学学長候補適任者の推薦受付について（公示）により，所定の場所に掲示する。

（学長候補適任者の推薦書類等）

第６条　学長選考規則第５条第１項各号に規定する推薦は，次の各号に掲げる様式を用い

て行うものとする。

(1) 学長選考・監察会議委員の推薦

ア　別記第４号様式の学長候補適任者推薦書（学長選考・監察会議委員推薦）

イ　別記第５号様式の履歴書

(2) 学長選考・監察会議委員を除く意向聴取有資格者10人の連署による推薦

ア　別記第６号様式の学長候補適任者推薦書（意向聴取有資格者推薦）

イ　別記第５号様式の履歴書

２　前項各号に規定する学長候補適任者推薦書及び履歴書（以下「推薦書等」という。）は，総務課長に提出するものとする。

３　学長選考規則第５条第２項の規定により推薦された学長候補適任者は，前項の規定に基づき総務課長が履歴書を受理した後は，原則として推薦を辞退することができない。

（推薦者の資格等）

第７条　学長選考規則第５条第１項第２号に規定する推薦を行うことのできる者は，推薦の公示の日における意向聴取有資格者とする。ただし，推薦書等の提出までの間にその資格を失った者は，推薦資格を有しないものとする。

２　意向聴取有資格者は，複数の学長候補適任者の推薦者となることができない。

３　総務課長は，前条第２項の規定に基づき推薦書等の提出を受け付ける際に，推薦者が前２項に規定する資格を有しているか否かを確認しなければならない。この場合において，既に他の学長候補適任者の推薦者となっている者の署名・押印を確認したときは，当該推薦者を重複する推薦書の双方の推薦者から除外し，その旨を推薦者の代表に連絡する。

４　前項の規定により推薦要件を満たさなくなった推薦書は，既に受理していたものを含め無効とし，直ちにその旨を推薦者の代表に連絡する。

（学長候補適任者の調査，絞込み及び公表）

第８条　学長選考規則第６条に規定する学長候補適任者の調査及び絞込みは，提出された推薦書等に基づいて行うものとする。

２　学長選考・監察会議は，前項の規定にかかわらず，更に必要な調査を行うことができる。

３　学長選考規則第６条第２項に規定する学長候補適任者の公表は，別記第７号様式の国立大学法人上越教育大学学長候補適任者の公表によるものとし，推薦書等を添えて，所定の場所に掲示する。

４　前項の規定に基づき，別記第６号様式の学長候補適任者推薦書（意向聴取有資格者推薦）を公表するに当たっては，学長選考・監察会議の定めるところにより，代表を除く推薦者氏名を秘匿することができる。

（所信等の依頼及び公表）

第９条　学長選考・監察会議は，学長選考規則第７条第１項に規定する所信及び学長選考・監察会議が作成した質問書に対する回答書の提出を，別記第８号様式の所信表明書及び質問書に対する回答書の提出について（依頼）により，学長候補適任者に依頼するものとする。

２　前項に規定する依頼への回答は，別記第９号様式の学長候補適任者の所信表明書及び

別記第10号様式の学長選考・監察会議が作成した質問書に対する回答書によるものとする。

3　学長選考規則第７条第２項に規定する所信等の内容の公表は，別記第11号様式の国立大学法人上越教育大学学長候補適任者の所信表明書等の公表によるものとし，所定の場所に掲示する。

（意向聴取等の公示）

第１０条　学長選考・監察会議は，学長選考規則第８条に規定する意向聴取及び第12条に規定する期日前投票の実施に関し必要な事項を別記第12号様式の国立大学法人上越教育大学学長候補者選考に係る意向聴取及び期日前投票の実施について（公示）により，所定の場所に掲示する。

2　学長選考・監察会議は，前項の公示を行ったときは，意向聴取有資格者に意向聴取の実施について別記第13号様式の国立大学法人上越教育大学学長候補者選考に係る意向聴取（投票）の実施について（通知）により通知するものとする。

（意向聴取管理者等）

第１１条　学長選考規則第８条に規定する意向聴取に関する事務を行うため，学長選考・監察会議の下に次の各号に掲げる担当者を置き，当該各号に定める業務を行うものとする。

(1) 意向聴取管理者　１人　意向聴取に関する事務を統括すること。

(2) 副意向聴取管理者　１人　意向聴取管理者を補佐し，意向聴取管理者に事故があるときは，その職務を代行すること。

(3) 意向聴取立会人　４人　意向聴取の適正な実施のため立ち会うこと。

2　前項各号に規定する担当者は，学長選考・監察会議が当該委員のうちから選任するものとする。ただし，学長選考・監察会議が必要と認めるときは，意向聴取立会人を第７条第１項に規定する意向聴取有資格者のうちから選任することができる。

（期日前投票）

第１２条　意向聴取の公示の日の翌日から意向聴取の前日までの間（日曜日，土曜日，国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日，12月29日から翌年の１月３日までの日及び学長選考・監察会議が特に指定する日を除く。）において，あらかじめ意向聴取管理者又はその委任を受けた者に申し出た者は，期日前投票を行うことができる。

2　前項の期日前投票は，意向聴取管理者又はその委任を受けた者から次条第３項に規定する投票用紙及び別記第14号様式の投票用封筒を受領し，直ちに意向聴取管理者の指定する場所において投票用紙に記載し，投票用封筒に密封し，更に表面に署名した封筒に入れて,意向聴取管理者又はその委任を受けた者に寄託することにより行うものとする。この場合，意向聴取管理者又はその委任を受けた者は，学長選考・監察会議委員又は意向聴取有資格者を立ち会わせるものとする。

3　前項の期日前投票を受託した者は，意向聴取実施の日に，投票者の意向聴取資格の確認を経て，意向聴取立会人の下，受託した封筒の外封を解き，投票用封筒のまま投票箱に投入するものとする。

4　学長選考・監察会議は，第２項に規定する意向聴取管理者の指定する場所に次の各号

に掲げる書類を掲示するものとする。

(1) 第６条の規定に基づき提出された推薦書等

(2) 第９条の規定に基づき提出された学長候補適任者の所信表明書及び学長選考・監察会議が作成した質問書に対する回答書

（意向聴取の実施）

第１３条　意向聴取の投票所は，事務局大会議室とする。ただし，学長選考・監察会議が必要と認めるときは，事務局大会議室の他に投票所を設けることができる。

２　学長選考・監察会議は，前項に規定する投票所に前条第４項各号に掲げる書類を掲示するものとする。

３　意向聴取は，単記無記名投票により行うものとし，投票用紙の様式は別記第15号様式のとおりとする。

４　意向聴取有資格者のうち，意向聴取実施の日において，次の各号のいずれかに該当する者は，投票資格を有しない。

(1) 休職中の者

(2) 育児休業（育児部分休業を除く。）中の者

(3) 介護休業（介護部分休業を除く。）中の者

(4) 停職又は就業禁止期間中の者

５　代理人による投票は，認めない。

（開票）

第１４条　意向聴取管理者又は副意向聴取管理者は，投票時間が終了したときは，投票箱を閉鎖し，直ちに別記第16号様式の学長候補者意向聴取投票記録書を作成し，投票箱とともに学長選考・監察会議の議長に送致しなければならない。

２　学長選考・監察会議は，投票箱の送致を受けた後，直ちに開票を行わなければならない。

３　開票作業は，非公開とする。ただし，学長選考・監察会議が必要と認めるときは，各学長候補適任者に係る推薦者の代表１人を，学長候補適任者の代理人として開票作業に立ち会わせることができる。

４　学長選考・監察会議は，開票が終了したときは，速やかに別記第17号様式の学長候補者意向聴取開票記録書を作成するものとする。

（学長候補者選考結果の周知）

第１５条　学長選考規則第10条の規定により学長候補者を決定したときは，学長にその旨を報告した後，別記第18号様式の国立大学法人上越教育大学学長候補者選考結果について（公示）に，意向聴取を実施した場合は学長候補者意向聴取開票記録書を添えて，所定の場所に掲示する。

（就任承諾後の周知）

第１６条　学長選考規則第11条の規定により学長候補者から学長就任の承諾が得られたときは，別記第19号様式の国立大学法人上越教育大学学長候補者の就任承諾について（公示）により，所定の場所に掲示する。

（公示等の掲示場所）

第１７条　第２条に規定する学長選考実施に関する公示及び第15条に規定する学長候補者

選考結果の公示は，学内専用ホームページ及び上越教育大学公式ホームページに掲示することによって行うものとする。

２　第５条に規定する適任者推薦の公示，第８条第３項に規定する学長候補適任者の公表，第９条第３項に規定する所信等の公表，第10条第１項に規定する意向聴取等の公示及び第16条に規定する就任承諾の公示は，学内専用ホームページに掲示することによって行うものとする。

（その他）

第１８条　この細則の実施及び解釈について疑義があるときは，学長選考・監察会議が決定する。

附　則

この細則は，平成17年１月13日から施行する。

附　則（平成20年細則第23号（平成20年６月23日））

この細則は，平成20年６月23日から施行する。

附　則（平成21年細則第７号（平成21年10月19日））

この細則は，平成21年10月19日から施行する。

附　則（平成25年細則第７号（平成25年３月22日））

この細則は，平成25年４月１日から施行する。

附　則（平成27年細則第１号（平成27年１月26日））

この細則は，平成27年４月１日から施行する。

附　則（平成28年細則第１号（平成28年１月26日））

この細則は，平成28年１月26日から施行する。

附　則（平成30年細則第１号（平成30年１月30日））

この細則は，平成30年１月30日から施行する。

附　則（令和４年細則第５号（令和４年１月26日））

この細則は，令和４年４月１日から施行する。

附　則（令和５年細則第12号（令和５年７月20日））

この細則は，令和５年７月20日から施行する。

別記第１号様式（第２条関係）

国立大学法人上越教育大学学長選考について（公示）

年　　月　　日

国立大学法人上越教育大学学長選考・監察会議　法人印

国立大学法人上越教育大学学長選考規則第２条の規定に基づき，下記により学長選考を実施します。

記

1　学長選考を行う理由

（　　年　　月　　日をもって現学長の任期が満了するため
　　年　　月　　日付けで現学長が辞任を申し出たため
　　年　　月　　日付けで現学長の解任が決定したため
　　年　　月　　日学長が欠員となったため　）

2　学長候補者に求められる資質・能力等（学長選考規則第４条）

人格が高潔で，学識に優れ，かつ，大学における教育研究活動を適切かつ効果的に運営することができる能力を有する者

＜望ましい学長像＞

3　学長の任期（学長選考規則第13条）

年　　月　　日から　　年　　月　　日まで

4　学長選考の方法及び日程等

(1) 推薦（学長選考規則第５条）

①　次のいずれかの推薦による。

ア　学長選考・監察会議委員の推薦

イ　学長選考・監察会議委員を除く意向聴取の有資格者10人の連署による推薦

②　推薦は，本人の同意を得た上で，所定の推薦書に本人の履歴書を添えて学長選考・監察会議に提出して行うものとする。

③　推薦の受付期間

年　　月　　日（　）から　　年　　月　　日（　）までとする。

(2) 学長候補適任者の絞込み（学長選考規則第６条）

年　　月　　日（　）開催予定の学長選考・監察会議において，推薦のあった学長候補適任者を５人以内に絞り込む。

(3) 所信等の公表（学長選考規則第７条）

年　　月　　日（　）（予定）に，学長候補適任者から提出のあった所信及び学長選考・監察会議からの質問に対する回答書を　　において公表する。

(4) 意向聴取（学長選考規則第８条）

①　意向聴取日

年　　月　　日（　）（予定）

②　意向聴取の実施に関する公示日

年　　月　　日（　）（予定）

(5) 学長候補適任者に対するヒアリング（学長選考規則第９条）

年　　月　　日（　）（予定）

(6) 学長候補者の決定（学長選考規則第10条）

年　　月　　日（　）開催予定の学長選考・監察会議において，学長候補者を決定する。

以上

別記第２号様式（第３条関係）

意　向　聴　取　有　資　格　者　名　簿

（　　枚中　　枚目）　　年　　月　　日現在

整理番号	所属部局等	職　　名	氏　　名	備　　考

（注）１　用紙は，Ａ４縦型とし，所属部局等別，氏名の五十音順に作成する。

２　名簿作成後，意向聴取の公示の日までの間に，意向聴取の資格を得た者及び資格を失った者があるときは，該当者を追加又は抹消し，その年月日，理由，その他参考事項を備考欄に記載すること。

別記第３号様式（第５条関係）

国立大学法人上越教育大学学長候補適任者の推薦受付について（公示）

年　　月　　日

国立大学法人上越教育大学学長選考・監察会議　法人印

学長候補適任者の推薦の受付を下記により実施します。

記

１　推薦受付期間
　　年　　月　　日（　）～　　年　　月　　日（　）
（日曜日，土曜日，国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
いずれも　　時から　　時までとする。

２　推薦の方法
次のいずれかの推薦とする。
①　学長選考・監察会議委員の推薦
②　学長選考・監察会議委員を除く意向聴取の有資格者（※）10人の連署による推薦
※　意向聴取の有資格者
・学長及び理事
・副学長，教員及び事務系職員（非常勤職員を除く。）
・上記以外で学長が必要と認めて置かれた職員（非常勤職員を除く。）を列記

３　推薦に必要な書類
本人の同意を得た上で，推薦書に本人の履歴書を添えて提出する。
（注）いずれも所定の様式によること。

４　提出先
事務局　階　総務課内　　総務課長

以上

別記第４号様式（第６条関係）

学 長 候 補 適 任 者 推 薦 書
（学長選考・監察会議委員推薦）

年　　月　　日

国立大学法人上越教育大学学長選考・監察会議議長　殿

推薦者　学長選考・監察会議委員
氏　名　　㊞

私は，本人の同意を得て，下記の者を国立大学法人上越教育大学学長候補適任者として，関係書類を添えて推薦します。
また，この推薦書が学長候補者選考の過程で，上越教育大学内において公表されることに同意します。

（ふりがな） 学長候補適任者氏名	
現　　職　　名 （又は最終職名）	
推薦理由	

（注）用紙は，Ａ４縦型１ページとする。

別記第５号様式（第６条関係）

履　　歴　　書

<table>
<tr><td>（ふりがな）
氏　　名</td><td colspan="2"></td><td>男・女</td><td>本籍地
又は国籍</td><td></td></tr>
<tr><td>生年月日</td><td colspan="5">年　　月　　日生　（　　歳）</td></tr>
<tr><td>現住所</td><td colspan="5">〒</td></tr>
<tr><td rowspan="2">学　　歴</td><td>年　月</td><td colspan="4">事　　項</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">学　　位
免許・資格</td><td>年　月</td><td colspan="4">事　　項</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>専門分野</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">職　　歴</td><td>年　月</td><td colspan="4">事　　項</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">賞　　罰</td><td>年　月</td><td colspan="4">事　　項</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">主な教育研究業績</td><td>年　月</td><td colspan="4">事　　項</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">学会及び社会における活動等</td><td>年　月</td><td colspan="4">事　　項</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>その他特記すべき事項</td><td colspan="5"></td></tr>
</table>

私は，国立大学法人上越教育大学学長候補適任者として推薦されることについて，同意します。

また，この履歴書が学長候補者選考の過程で，上越教育大学内において公表されることに同意します。

上記のとおり相違ありません。

年　　月　　日

氏　名　　㊞

（注）１　本履歴書提出後は，原則として推薦を辞退することができない。

２　用紙は，Ａ４縦型１ページとする。

別記第６号様式（第６条関係）

学 長 候 補 適 任 者 推 薦 書
（意向聴取有資格者推薦）

年　　月　　日

国立大学法人上越教育大学学長選考・監察会議議長　殿

私共１０名は，本人の同意を得て，下記の者を国立大学法人上越教育大学学長候補適任者として，関係書類を添えて推薦します。
また，この推薦書が学長候補者選考の過程で，上越教育大学内において公表されることに同意します。

（ふりがな） 学長候補適任者氏名	
現　　職　　名 （又は最終職名）	
推薦理由	

推薦者　氏　名

代表：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿㊞　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿㊞

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿㊞　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿㊞

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿㊞　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿㊞

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿㊞　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿㊞

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿㊞　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿㊞

（注）用紙は，Ａ４縦型１ページとする。

別記第７号様式（第８条関係）

国立大学法人上越教育大学学長候補適任者の公表

年　　月　　日

国立大学法人上越教育大学学長選考・監察会議　法人印

国立大学法人上越教育大学学長選考規則第６条の規定に基づき，下記の者を学長候補適任者として承認しましたので，学長候補適任者推薦書及び履歴書を添えて，お知らせします。

記

学長候補適任者氏名（五十音順）

別記第８号様式（第９条関係）

年　　月　　日

（学長候補適任者）　　殿

国立大学法人上越教育大学学長選考・監察会議　法人印

所信表明書及び質問書に対する回答書の提出について（依頼）

このたび，学長選考・監察会議は，あなたを国立大学法人上越教育大学学長選考規則第６条の規定に基づき，学長候補適任者として承認しました。

ついては，同規則第７条の規定に基づき，所定の所信表明書及び学長選考・監察会議が作成した質問書に対する回答書を下記により御提出願います。

なお，御提出いただいた所信表明書等は，意向聴取有資格者に対し公表するものであることを念のため申し添えますとともに，提出後の修正は認められませんのであらかじめ御了承願います。

記

１　提出書類
(1) 所信
(2) 学長選考・監察会議が作成した質問書に対する回答書

２　提 出 先　　上越教育大学総務課長
※　厳封の上，提出願います。

３　提出期限　　年　　月　　日（　　）　　時　　分

（注）用紙は，Ａ４縦型とする。

別記第９号様式（第９条関係）

学長候補適任者の所信表明書

氏　名　　㊞

（所　信）

（注）１　用紙は，Ａ４縦型とし，1,800字以内で作成してください。
　　２　この所信表明書は，学長候補者選考の過程で，上越教育大学内において公表されます。

別記第１０号様式（第９条関係）

学長選考・監察会議が作成した質問書に対する回答書

氏　名　　㊞

１　・・・・・・（質問）・・・・・・・・・・・・

（回答）

２　・・・・・・（質問）・・・・・・・・・・・・

（回答）

３　・・・・・・（質問）・・・・・・・・・・・・

（回答）

・
・
・

（注）１　用紙は，Ａ４縦型とし，質問項目ごとに400字以内で作成してください。
　　２　この回答書は，学長候補者選考の過程で，上越教育大学内において公表されます。

別記第１１号様式（第９条関係）

国立大学法人上越教育大学学長候補適任者の所信表明書等の公表

年　　月　　日

国立大学法人上越教育大学学長選考・監察会議　法人印

国立大学法人上越教育大学学長選考規則第７条第２項の規定に基づき，学長候補適任者から提出された「学長候補適任者の所信表明書」及び「学長選考・監察会議が作成した質問書に対する回答書」を，別添のとおり公表します。

別記第１２号様式（第10条関係）

国立大学法人上越教育大学学長候補者選考に係る
意向聴取及び期日前投票の実施について（公示）

年　　月　　日

国立大学法人上越教育大学学長選考・監察会議　法人印

国立大学法人上越教育大学学長選考規則第８条並びに同選考手続細則第12条及び第13条の規定に基づき，学長候補者選考の参考に資するため，意向聴取及び期日前投票を下記により実施します。

記

１　意向聴取

(1) 日　時　　年　　月　　日（　）　　時　　分から　　時　　分まで

(2) 投票所

(3) 方　法　　投票所において交付する投票用紙を用い，単記無記名の方法により投票を行う。

２　期日前投票

(1) 投票期間　　年　　月　　日（　）～　　年　　月　　日（　）
（日曜日，土曜日，国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
いずれも　　時から　　時までとする。

(2) 投票場所　　事務局　階　総務課内

※　意向聴取の公示の日の翌日から意向聴取の前日までの間（日曜日，土曜日，国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第 178号）に規定する休日，12月29日から翌年の１月３日までの日及び学長選考・監察会議が特に指定する日を除く。）において，あらかじめ意向聴取管理者又はその委任を受けた者に申し出た者は，期日前投票を行うことができます。

以上

別記第１３号様式（第10条関係）

意向聴取有資格者名簿の整理番号

年　　月　　日

（意向聴取有資格者）　　殿

国立大学法人上越教育大学学長選考・監察会議　法人印

国立大学法人上越教育大学学長候補者選考に係る
意向聴取（投票）の実施について（通知）

このことについて，学長選考規則第８条の規定に基づき，意向聴取を下記により実施しますのでお知らせします。

なお，この通知書は投票用紙と引き換えますので，意向聴取（期日前投票を含む。）の当日，必ず持参してください。

記

１　意向聴取日時　　年　　月　　日（　）　　時　　分から　　時　　分まで

２　投　票　所

意向聴取（期日前投票を含む。）の際に必ず御持参ください。

（注）用紙は，Ａ４縦型とする。

別記第１４号様式（第12条関係）

［外封筒］規格は長形３号とする。

裏

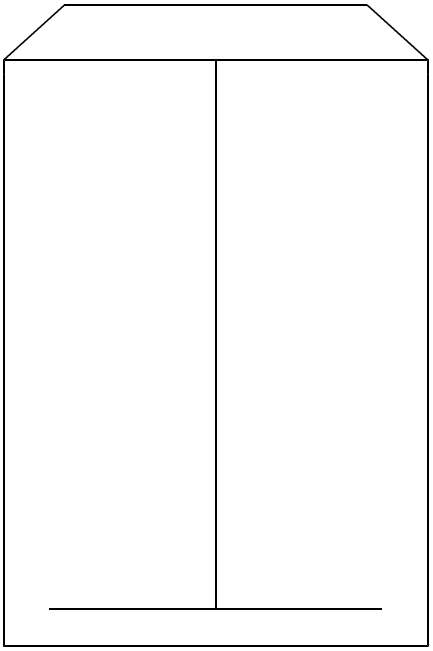

表

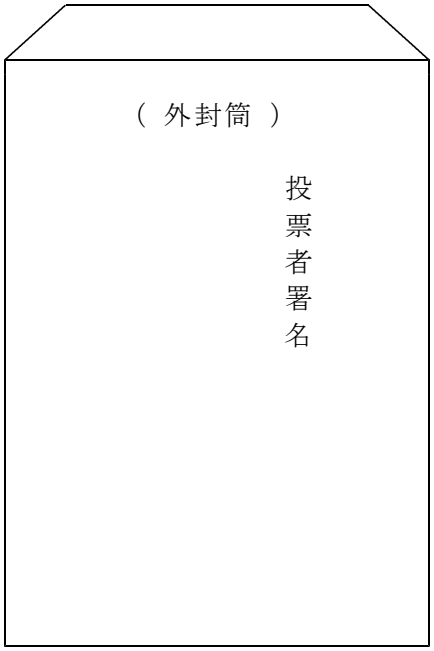

［内封筒］規格は長形４号とする。

裏

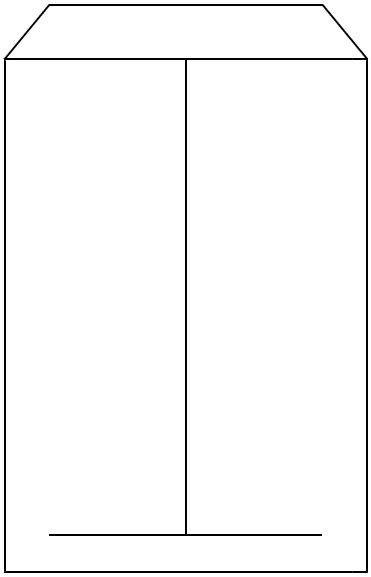

表

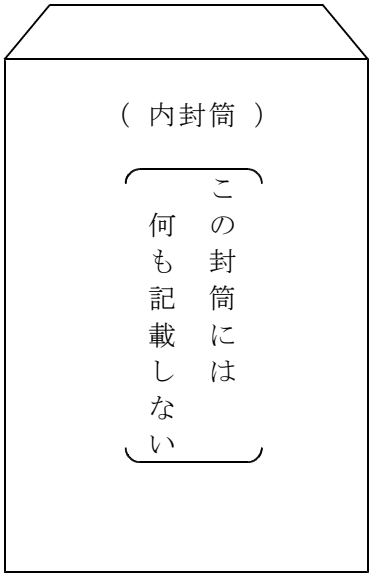

別記第１５号様式（第13条関係）

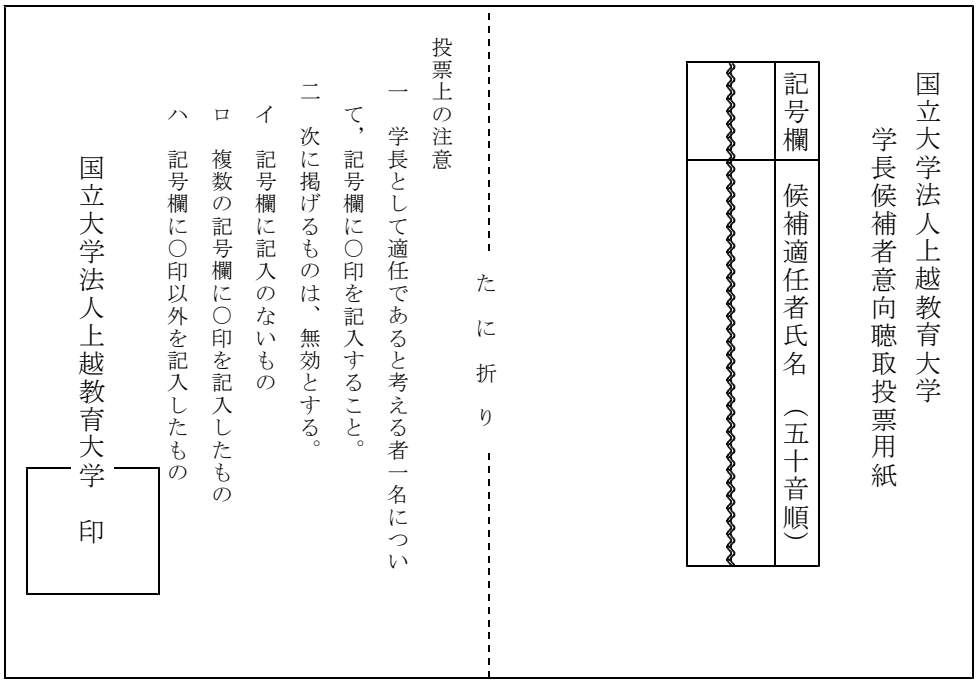

（注）用紙は，Ｂ６横型とする。

別記第１６号様式（第14条関係）

学長候補者意向聴取投票記録書

1	投 票 日		年　　月　　日（　）
2	投 票 所		
3	投票時間	開始	時　　分 ～ 終了　　時　　分
4	意向聴取有資格者数		名
5	受付者数 （うち期日前投票者数		名 名）
6	投票総数		票
7	投票用紙残枚数		枚
8	棄権者数		名
9	投票率（６の数／４の数×100）		％（小数点以下第２位四捨五入）
10	投票中の事故その他特記事項		

上記のとおり相違ないことを確認します。

年　　月　　日

意 向 聴 取 管 理 者
又は副意向聴取管理者　　㊞

意向聴取立会人（※）
※　複数の場合は連署　　㊞

（注）用紙は，Ａ４縦型とする。

別記第１７号様式（第14条関係）

学長候補者意向聴取開票記録書

1　開票時間　　開始　　時　　分～終了　　時　　分

2　意向聴取有資格者　　名

3　投票総数　　票

4　有効投票数　　票

5　無効投票数　　票
　（うち白票数　　票）

6　得票状況（得票者全員を記載）

順　位	氏　　名	得　票　数
		票

上記のとおり相違ないことを確認します。

年　　月　　日

学長選考・監察会議議長　　㊞

（注）用紙は，Ａ４縦型とする。

別記第１８号様式（第15条関係）

国立大学法人上越教育大学学長候補者選考結果について（公示）

年　　月　　日

国立大学法人上越教育大学学長選考・監察会議　法人印

国立大学法人上越教育大学学長選考規則第10条の規定に基づき，学長候補者を選考したので，（学長候補者意向聴取開票記録書を添えて，）下記のとおりお知らせします。

記

１　学長候補者氏名
　　現　職　等
　　学長の任期　　年　　月　　日～　　年　　月　　日

２　選考の過程

３　選考の理由

以上

別記第１９号様式（第16条関係）

国立大学法人上越教育大学学長候補者の就任承諾について（公示）

年　　月　　日

国立大学法人上越教育大学学長選考・監察会議　法人印

国立大学法人上越教育大学学長選考規則第11条の規定に基づく就任交渉の結果，学長候補者から学長就任の承諾を得られましたので，下記のとおりお知らせします。

記

１　学長候補者氏名
　　現　職　等
　　学長の任期　　年　　月　　日～　　年　　月　　日

２　就任承諾を得られた日　　年　　月　　日

以上